

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第12号

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

職員の職名に関する規則（昭和46年墨田区規則第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 1～4 〔略〕 <u>5 技能系</u> 自動車運転 介護指導 電話交換 警備 土木作業 調理 用務 学童擁護 施設作業 家庭奉仕 清掃車運転 清掃車整備 清掃作業 設備管理 6・7 〔略〕	別表 1～4 〔略〕 <u>5 技能系</u> 自動車運転 <u>ボイラー技士</u> 介護指導 電話交換 警備 <u>一般技能</u> 作業 I 調理 用務 学童擁護 <u>環境技能</u> 作業II 家庭奉仕 <u>自動車運転II</u> <u>自</u> 動車整備 <u>作業III</u> 設備管理 6・7 〔略〕

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。